

民法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 暴利行為の無効の明記

(第九十条第二項関係)

当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、相手方の窮迫、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とするものとする。

第二 少額の債権の消滅時効に関する特例の追加

(第六百六十九条関係)

書面によらない契約により生じた債権（その債務者が法人であるものを除く。）のうち少額の債権として政令で定める額未満の額のもの、権利を行使することができる時から二年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

第三 中間利息控除利率の導入等

一 中間利息控除利率の導入

(第四百七十七条の二第一項から第三項まで関係)

中間利息の控除を行う場合について、利息相当額の算定に用いる利率を年三パーセントの法定利率から年二パーセントの中間利息控除利率に改めること。

二 中間利息控除利率の変動

(第四百十七条の二第四項から第六項まで関係)

一にかかわらず、中間利息控除利率は、三年を一期とし、一期ごとに、基準割合（各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における預金（預入期間が一年以上のものに限る。）の平均利率の合計を六十で除して計算した割合として法務大臣が告示するものをいう。）を基準として、法定利率と同様の算定方法により変動するものとする。

第四 特定貸金等保証契約の制限等

一 特定貸金等保証契約の制限

(第四百六十五条の六第一項関係)

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、その保証人になる者が次の1から4までに掲げる者である場合を除き、その効力を生じないものとする。

- 1 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- 2 主たる債務者が法人である場合の次の(1)から(4)までに掲げる者
 - (1) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を有する者

(2) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

(3) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

(4) 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合における(1)から(3)までに掲げる者に準ずる者

3 主たる債務者（法人であるものを除く。4の(2)及び(3)において同じ。）と共同して事業を行う者

4 次の(1)から(3)までに掲げる者であつて、特定貸金等保証契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を表示したものの

(1) 主たる債務者が法人である場合のその代表理事、代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる者の配偶者

(2) 主たる債務者の配偶者

(3) 主たる債務者が行う事業を承継しようとする者（法人であるものを除く。）

二 保証意思宣明公正証書の記載事項の追加

（新第四百六十五条の七第二項関係）

公証人は、特定貸金等保証契約の保証人になろうとする一の4の(1)から(3)までに掲げる者から主たる債務者についての財産及び収支の状況等に関する情報の提供を受けたときは、その旨及びその内容を一の4の公正証書に記載しなければならないものとする。

※ 第四は、法人には適用されず、また、個人が保証人になる特定貸金等保証契約の求償権に係る保証契約又は根保証契約について準用される。

第五 定型約款の変更における合理性の要件の考慮要素の追加 (第五百四十八条の四第一項第二号関係)
定型約款の変更における合理性の要件の考慮要素として、変更の程度、相手方の受ける不利益の程度及びその不利益の程度に応じた措置の有無を加えること。

第六 その他

第三に伴う経過措置に関する規定の新設、民法の一部を改正する法律の法律番号中の年号の修正その他
所要の規定の整備を行うこと。